

地縁団体説明書および

認可申請書記載例

鯖江市市民主役推進課

目 次

- ・ 地縁による団体の認可申請の手続きについて …… P 1～5
- ・ 申請書類一覧 …… P 6
- ・ 認可申請書記載例 …… P 7
- ・ 規約の例 …… P 8～12
- ・ 認可申請議決証明書記載例 …… P 13
- ・ 構成員名簿記載例 …… P 14
- ・ 保有資産目録記載例 …… P 15
- ・ 保有予定資産目録記載例 …… P 16
- ・ 自治会長選任証明書記載例 …… P 17
- ・ 承諾書記載例 …… P 18
- ・ 規約変更認可申請書記載例 …… P 19～21
- ・ 告示事項変更届出書記載例 …… P 22～24

地縁による団体の認可申請の手続きについて

1 認可制度について

町内会が土地や集会所などの不動産を保有している場合、町内会の会長名義や会員の共有という形で不動産の登記が行われていることが少なくありません。ところがこうした個人名義での登記では、名義人が転居や死亡などにより町内会の構成員でなくなったときに、名義の変更や相続などの問題を生じることになります。

こうした問題に対処するために平成3年に地方自治法の一部が改正され、町内会が一定の要件を満たす場合に、市長の認可を受けて法人格を取得し、町内会の名義で不動産登記等ができるようになりました。

2 対象団体について

この制度は、不動産等の財産を保有または保有を予定している団体で、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（町内会、自治会など）を対象としていますので、次のような団体は対象となりません。

（１）特定の目的の活動だけを行う団体

例えば、スポーツ活動だけや環境美化活動だけを行う団体など

（２）構成員に対して住所以外の特定の属性を要する団体

例えば、老人会や子供会（年令の制限）、婦人会（性別の制限）など

（３）不動産等の保有を目的としない団体

不動産等とは、「不動産または不動産に関する権利等」をいい、次の４つをいいます。

- ・不動産登記法第3条各号に掲げる土地および建物に関する権利
- ・立木に関する法律第1条第1項に規定する「立木」の所有権、抵当権
- ・登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）
- ・その他地域的な共同活動に資する資産（除雪車両等）

※令和3年5月に地方自治法の一部が改正され、不動産等を保有していないまたは保有する予定がない場合でも認可を受けることが可能になります。（施行日：令和3年11月26日）

3 認可の要件について

地縁による団体の認可を受けるための要件として、地方自治法では次の４つの要件を満たすことを求めています。

（１）その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている と認められること。

（２）その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

（３）その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

（４）規約を定めていること。

4 認可申請手続きの流れ

地縁による団体			鯖江市
事前準備			
(1) 住民での話し合い ↓ (2) 認可申請についての事前準備 ①規約の整備 ②構成員の確定 ③代表者の決定 ④不動産等の資産の確定 ↓ (3) 総会の開催 ①法人化の意思決定 ②認可申請に必要な事項の議決 規約の変更、代表者の決定	P 3へ	⇔	相談・助言 規約案の事前確認
認可申請手続き			
(4) 申請書類の作成 ↓ (5) 認可申請 (6) 法人化	P 4へ	⇔ → ←	申請書類の事前確認 認可要件の審査 認可、告示、台帳作成 認可のお知らせ
認可申請後の手続き			
【証明書が必要な場合】 (7) 認可地縁団体証明書の交付請求 ↓ (8) 不動産登記等の手続き	P 4へ P 4へ	⇔	認可地縁団体証明書の発行
【印鑑登録が必要な場合】 (9) 認可地縁団体印鑑登録の申請 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請	P 4へ	⇔ ⇔	認可地縁団体印鑑の登録 認可地縁団体印鑑登録証明書の発行
【規約の変更を行った場合】 (10) 規約変更の認可申請	P 5へ	→	規約変更の認可 変更告示、台帳への記載
【告示した事項に変更が生じた場合】 (代表者や事務所の変更など) (11) 告示事項の変更の届出	P 5へ	→	変更告示、台帳への記載
【各種税金関係について】	P 5へ		

5 認可申請についての事前準備

地縁による団体の認可申請を行う前に、当該地縁団体の現行の規約に基づき総会を開催し、認可申請の要否の意志決定をします。また、併せて規約の決定、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定、保有財産の確定等を審議し、団体の意志決定をします。

① 規約の整備（規約に定めなければならない事項）

地方自治法第260条の2各項に従った内容とする必要があると同時に、同法第260条の3から第260条の48までの内容にも従ったものとする必要があります。

・目的

良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容をできる限り具体的に定めてください。

・名称

特に制限はありませんが、他の法律における名称の使用制限に抵触しないように留意してください。

・区域

字名、地番、住居表示番号で表示してください。ただし、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いません。

・主たる事務所の所在地

特に制限はありませんが、これが当該地縁団体の正式な住所となります。

・構成員の資格に関する事項

当該地縁団体の区域に住所を有するものは全て構成員になれることおよび正当な理由がなければ加入を拒むことができない旨を必ず明記しなければなりません。

構成員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項（例えば、年齢制限等）を設けてはいけません。

・代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。

・会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規定します。

・資産に関する事項

保有資産の構成、取得、処分の方法および管理の方法等を規定します。なお、負債財産は規定する必要はなく、保有財産の構成は「別に定める保有財産目録による」としても構いません。

② 構成員の確定

構成員を明確にする上から、申請前の総会で構成員を確定する必要があります。なお、認可申請には、氏名および住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

③ 代表者の決定

認可申請は、当該地縁団体の代表者が行うことになっていることから、申請前の総会で代表者の決定をする必要があります。

④ 不動産等の資産の確定

保有資産を明確にする上から、申請前の総会において資産の確定をしておく必要があります。

なお、認可申請には保有資産目録（又は保有予定資産目録）の添付が要件となっています。

6 申請書類の作成

認可申請書（様式第1号）に次の資料を添付し、当該地縁団体の代表者が市長に対して申請します。

- (1) 規約（上記5①の事項を定めたもの）
- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（様式第2号）
- (3) 構成員の名簿（様式第3号）
認可申請する地縁団体に加入している全員の住所および氏名が記載されているもの
名簿に記載するのは世帯単位ではなく、構成員個人名であることに留意してください。
- (4) 申請時に不動産または不動産に関する権利等を保有している団体にあつては保有資産目録（様式第4号）、申請時に不動産を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録（様式第5号）
- (5) 良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（総会資料）
認可申請する地縁団体の事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等になります。
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類（様式第6号）、これについて代表者が承諾したことを証する書類（様式第7号）

7 認可申請後の手続き

・認可地縁団体証明書の交付申請

認可地縁団体証明書は、認可地縁団体証明書交付申請書（様式第8号）による交付請求に基づき、証明書を交付します。

・不動産登記等の手続き

地縁団体の保有資産の登記は、市長が発行する認可地縁団体証明書を添付し、福井地方法務局武生支局に申請することとなりますが、他の書類も必要となりますので、確認してください。

・認可地縁団体印鑑登録の申請

次の手続きにより印鑑の登録および証明を受けることができます。

- (1) 登録申請には、当団体の代表者の印鑑登録証明書およびその印鑑ならびに登録を受けようとする認可地縁団体印鑑をご持参ください。

なお、登録できる印鑑については、次の点にご留意ください。

①登録できる地縁団体印鑑の数量は、1個に限ります。

②次に掲げる印鑑は登録できません。

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるものまたは1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(2) 認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第9号）による請求に基づき、当課にて印鑑登録を申請できます。

(3) 証明書は認可地縁団体印鑑登録交付証明書（様式第10号）による請求に基づき、証明書を交付します。

・規約変更の認可申請

規約を変更した場合、市長へ規約変更の認可申請をしなければなりません。

特に、変更後の規約は、市長の規約変更の認可を受けなければ効力を発しませんので、ご留意ください。

その認可申請は、規約変更認可申請書（様式第11号）により、認可申請を行ってください。

・告示事項の変更の届出

次の告示事項を変更した場合には、市長へ告示された事項に変更があった旨を届け出なければなりません。

その変更届出は、告示事項変更届出書（様式第12号）により、変更届出を行ってください。

①名称

②規約に定める目的

③区域

④主たる事務所

⑤代表者氏名および住所

・各種税金関係

収益事業を行わない認可された地縁団体の法人市民税の均等割、公民館等の公益のために直接専用する固定資産税は減免の対象になります。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

申 請 書 類 一 覧

1 認可申請書 (様式第1号)

2 添付書類

(1) 規約

(2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書面

・・・ 総会議長・議事録署名員の署名押印

(様式第2号)

(3) 構成員の名簿

(様式第3号)

(4) 申請時に不動産または不動産に関する権利等（以下この号において「不動産」という）を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時に不動産を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録

・・・ 保有資産目録様式（保有予定資産目録様式）

(様式第4, 5号)

(5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同生活を現に行っていることを記載した書類

・・・ 総会資料（事業計画、予算・決算書）

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

・・・ 総会議長・議事録署名員の署名押印、本人の承諾書

(様式第6, 7号)

認可申請書記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

鯖江市長 〇〇 〇〇 殿

認可を受けようとする地縁による
団体の名称および事務所の所在地
名 称 〇〇町自治会
所在地 鯖江市〇〇町第〇号〇番地

代表者の氏名および住所
氏 名 西山 太郎
住 所 鯖江市〇〇町第△号◇番地

認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- | | |
|---|----------|
| 1 規約 | …No. 1 |
| 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 | …No. 2 |
| 3 構成員の名簿 | …No. 3 |
| 4 保有資産目録または保有予定資産目録 | …No. 4 |
| 5 良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同生活を現に行っていることを記載した書類
(事業計画および報告、ならびに決算および予算) | …No. 5 |
| 6 申請者が代表者であることを証する書類 | …No. 6-1 |
| | …No. 6-2 |

規 約 の 例

〇〇町自治会（町内会）規約（会則）

（目的）

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- 一 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 二 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 三 集会施設の維持管理
- 四 〇〇〇〇〇〇〇〇
- 五 〇〇〇〇〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は、〇〇会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、鯖江市〇〇町第〇号〇番地から鯖江市〇〇町第〇号〇番地までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、鯖江市〇〇町第〇号〇番地に置く。（または、本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。等）

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- 一 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- 二 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

（役員の種別）

第9条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1人
- 二 副会長 〇人
- 三 その他の役員 〇人
- 四 監事 〇人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長およびその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

一 本会の会計および資産の状況を監査すること。

二 会長、副会長およびその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

三 会計および資産の状況または業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

四 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

一 会長が必要と認めたとき。

二 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

三 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号および第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

一 ○○○○○○○○

二 ××××××××

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条および第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 日時および場所

二 会員の現在数および出席者数（書面表決者および表決委任者を含む。）

三 開催目的、審議事項および議決事項

四 議事の経過の概要およびその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

一 総会に付議すべき事項

二 総会の議決した事項の執行に関する事項

三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招

集しなければならない。

- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条および第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 別に定める財産目録記載の資産
- 二 会費
- 三 活動に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第33条 本会の事業計画および予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告および決算)

第34条 本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、鯖江市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(備え付け帳簿および書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可および登記等に関する書類、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿および書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

附 則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。

様式第 2 号

証 明 書

○年○月○日の○○町自治会総会において、地方自治法第 2 6 0 条の 2 の規定により、法人格の取得の認可を鯖江市長に対し申請することについて議決したことを証明する。

○年○月○日

○年総会議長	越前 太郎	⑩
議事録署名員	嶺北 次郎	⑩

私印

〇〇町自治会構成員名簿

No.	氏名	住所	No.	氏名	住所
1			26		
2			27		
3			28		
4			29		
5			30		
6			31		
7			32		
8			33		
9			34		
10			35		
11			36		
12			37		
13			38		
14			39		
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21			46		
22			47		
23			48		
24			49		
25			50		

(注)

現に区域に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっているか否かが判断されるため、個人の単位で構成員全員について住所氏名を記載してください。

(各世帯の一人一人について記載する名簿であり、世帯主の名簿ではありません。)

様式第4号

保有資産目録

〇〇自治会

〇年〇月〇日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名称	延床面積	所在地
〇〇町集会場	60.5 m ²	鯖江市〇〇町第〇号〇番地

イ 土地

地目	面積	所在地
宅地	100 m ²	鯖江市〇〇町第〇号〇番地
山林	1,000 m ²	鯖江市〇〇町第〇号〇番地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権限により保有している不動産

権限	不動産の種類	所在地
賃借権	土地	鯖江市〇〇町第〇号〇番地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類および数量		
1	国債	八部利付国債 券面金額 20 万 取得金額 22 万
2	社債	◇◇株式会社 物上担保付社債 券面金額 80 万 取得金額 100 万
3		
4		

様式第 5 号

保有予定資産目録

〇〇町自治会

〇年〇月〇日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

名称	保有予定不動産 の取得予定時期	購入等の相手 方	保有予定資産の所在地
集会場	〇年〇月	(株)△△不動産	鯖江市〇〇町第〇号〇 番地 (100 m ²)

2 不動産に関する権利等

権限	不動産の種類	所在地
賃借権	土地	鯖江市〇〇町第〇号〇番地

様式第 6 号

証 明 書

○年○月○日の○○町自治会総会において、下記の者が○年の○○町自治会長に選任されたことを証明する。

記

- 1 住 所 鯖江市○○町第△号◇番地
- 2 氏 名 西山 太郎
- 3 生年月日 XX年XX月XX日

○年○月○日

○年総会議長

越前 一郎

印

議事録署名員

嶺北 次郎

印

私印

様式第7号

承 諾 書

○年の○○町自治会会長に就任することを承諾します。

○年○月○日

住 所 鯖江市○○町第△号◇番地

氏 名 西山 太郎 印

私印

○年総会議長 越前 一郎 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

鯖江市長 佐々木 勝久 殿

地縁による団体の名称および主たる
事務所の所在地

名 称 〇〇町自治会

所在地 鯖江市〇〇町第 1 号 2 番地

新区長の住所・氏名

代表者の氏名および住所

氏 名 鯖江 太郎

住 所 鯖江市〇〇町第 3 号 4 番地

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の許可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容および理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類
(議長および議事録署名人が署名・押印した総会の議事録の写し
または証明書)
- 3 変更後の規約

議事録（署名入り）の代わりに、この証明書を提出することができます。

証 明 書

総会の日

〇〇年〇〇月〇〇日の〇〇町自治会総会において、規約の下記事項が変更されたことを証明する。

記

規約の変更後の条文と変更前の条文を記入してください。「規約変更内容および理由」の「変更内容」と同じ内容にしてください。

変更内容

変更後	変更前
(事務所の所在地) 第5条 本会の事務所は、鯖江市〇〇町第5号6番地に置く。	(事務所の所在地) 第5条 本会の事務所は、鯖江市〇〇町第1号2番地に置く。
(役員) 第7条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会 長 1人 (2) 副会長 1人 (3) 会 計 1人 (4) 監査員 2人 (5) 幹 事 10人	(役員) 第7条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会 長 1人 (2) 副会長 1人 (3) 会 計 1人 (4) 監査員 2人 (5) 幹 事 5人

総会の日

またはそれ以降の日

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇年総会議長

越前 一郎

私

議事録署名員

福井 二郎

私

規約の変更後の条文と変更前の条文を記入してください。「証明書」の「変更内容」と同じ内容にしてください。

規約変更内容および理由

1 変更内容

変更後	変更前
(事務所の所在地) 第5条 本会の事務所は、鯖江市〇〇町第5号6番地に置く。	(事務所の所在地) 第5条 本会の事務所は、鯖江市〇〇町第1号2番地に置く。
(役員) 第7条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会 長 1人 (2) 副会長 1人 (3) 会 計 1人 (4) 監査員 2人 (5) 幹 事 10人	(役員) 第7条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会 長 1人 (2) 副会長 1人 (3) 会 計 1人 (4) 監査員 2人 (5) 幹 事 5人

2 変更理由

- ・公民館を主たる事務所としており、その公民館の所在地が変更になったため。
- ・幹事の人数を増員したため。

規約の内容を変更した理由を記入してください。

空欄（記入しないでください。）

〇〇年〇〇月〇〇日

鯖江市長 佐々木 勝久 殿

必ず記入してください。
(変更の場合は新名称・新所在地)

地縁による団体の名称および主たる
事務所の所在地

名 称 〇〇町自治会

所在地 鯖江市〇〇町第5号6番地

新区長の住所・氏名

代表者の氏名および住所

氏 名 鯖江 太郎

住 所 鯖江市〇〇町第3号4番地

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定
により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項およびその内容

主たる事務所に関する事項

鯖江市〇〇町第5号6番地

代表者氏名および住所に関する事項

鯖江市〇〇町第3号4番地 鯖江 太郎

- 2 変更の年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

変更があった事項と変更後の内容(変更後の事務所の所在地、新区長の住所・氏名など)

代表者に就任した日(選出された総会の日)

- 3 変更の理由

- ・公民館を主たる事務所としており、その公民館の所在地が変更になったため。
- ・代表者の任期満了により交代したため。

変更があった事項に対する変更理由を記入してください。

議事録（署名入り）の代わりに、この証明書を提出することができます。

証 明 書

総会の日

〇〇年〇〇月〇〇日の〇〇町自治会総会において、告示された下記事項が変更されたことを証明する。

記

変更があった事項について、変更後の内容と変更前の内容を記入してください。

変更内容

変更があった事項	変更後の内容	変更前の内容
名称		
規約に定める目的		
区域		
主たる事務所	鯖江市〇〇町第 5 号 6 番地	鯖江市〇〇町第 1 号 2 番地
代表者氏名および住所	鯖江 太郎 鯖江市〇〇町第 3 号 4 番地	西山 次郎 鯖江市〇〇町第 10 号 5 番地

〇〇年〇〇月〇〇日

総会の日
またはそれ以降の日

〇〇年総会議長

越前 一郎

印

私

議事録署名員

福井 二郎

印

私

代表者が変更する場合には、この承諾書を提出
してください。

承 諾 書

〇〇年の 〇〇町自治会会長 に就任することを承諾します。

〇〇年〇〇月〇〇日

総会の日
またはそれ以降の日

住 所 鯖江市〇〇町第3号4番地

氏 名 鯖江 太郎 ⑩ 私

新区長の住所・氏名

〇〇年総会議長 越前 一郎 殿